

平成 28 年度及び平成 29 年度の  
後期高齢者医療保険料の算定について



神奈川県後期高齢者医療広域連合



## 目 次

1	平成 28 年度及び 29 年度保険料率について	1
2	後期高齢者医療保険料の仕組み	1
3	保険料算定の状況	2
	(1) 保険料率等について	2
	(2) 保険料率の上昇抑制について	2
	(3) 一人あたり平均保険料額について	2
4	保険料算定のしくみ	4
5	保険料算定にかかる各要素	5
	保険料で負担する費用の見込みについて	5
6	保険料の軽減判定所得の見直しについて	7
	<b>【参考】</b> 具体的な保険料の額の比較について	8
	<b>【参考】</b> 単身世帯保険料額早見表	9
	<b>【参考】</b> 二世帯保険料額早見表	10

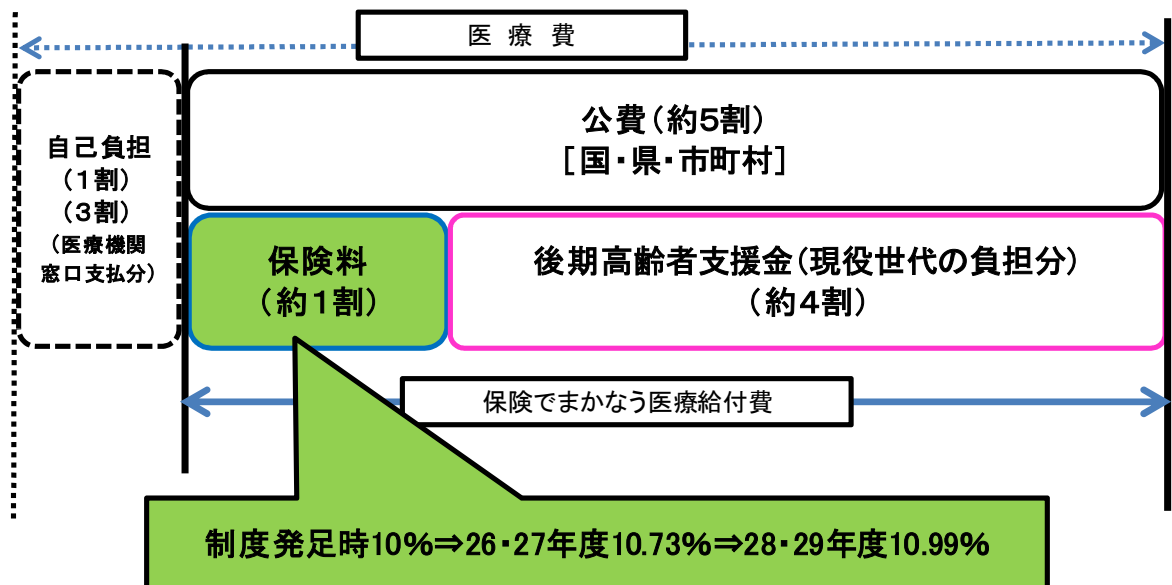
## 1 平成 28 年度及び 29 年度保険料率について

高齢者の医療の確保に関する法律第 104 条に基づき、平成 28 年度及び 29 年度の 2 年間に係る医療給付費等の費用と収入を見込んで保険料率を算定しました。

保険料率に影響を与える主な要因として、高齢者負担率が前回の 10.73%から 10.99%へ引き上げになったことや、今後も医療給付費の増加が見込まれることなどから、保険料率の引き上げが必要となりました。

算定にあたりましては、保険料率を抑制するために剰余金 100 億円を活用しまして、結果としては、平成 26 年度及び 27 年度と比べて、均等割額については 849 円増 (+2.0%) の 43,429 円、所得割率については 0.36 ポイント増 (+4.3%) の 8.66%となりました。

## 2 後期高齢者医療保険料の仕組み



後期高齢者医療制度では、医療に要する費用（自己負担を除く）の約 1 割を被保険者が負担する保険料でまかない、残りの約 5 割を公費（国・県・市町村負担金）で、約 4 割を現役世代が加入する医療保険からの支援金でまかっています。

なお、被保険者が負担する保険料については、現役世代の割合が減少していることから、制度発足時は 10%となっておりましたが、2 年ごとに行っている保険料改定の都度上昇しており、平成 28・29 年度は 10.99%となりました。

### 3 保険料算定の状況

#### (1) 保険料率等について

	H28~H29 (A)	H26~H27 (B)	(A)-(B)	伸び率	(参考) H24~H25
均等割額(年額)	<b>43,429 円</b>	42,580 円	849 円	2.0%	41,099 円
所得割率	<b>8.66%</b>	8.30%	0.36 ポイント	4.3%	8.01%
一人あたり平均保険料額	<b>91,585 円</b>	90,164 円	1,421 円	1.6%	90,560 円
厚生年金の平均的な年金額 (厚生年金 201 万円)受給者の保険料	<b>55,520 円</b>	53,980 円	1,540 円	2.9%	52,100 円

#### (2) 保険料率の抑制について

今回の保険料率算定においては、保険料の抑制のため、平成26年度及び27年度に生じる見込みの**剰余金100億円**を活用しました。

#### ※抑制措置をとらない場合の保険料率等

	剰余金を活用しない 場合(A)	剰余金を活用した 場合(B)	増減 (A) - (B)	抑制率
均等割額(年額)	45,380 円	<b>43,429 円</b>	1,951 円減	▲4.3%
所得割率	9.14%	<b>8.66%</b>	0.48 ポイント減	▲5.3%
一人あたり平均保険料額	95,680 円	<b>91,585 円</b>	4,095 円減	▲4.3%
厚生年金の平均的な年金額 受給者の保険料	58,240 円	<b>55,520 円</b>	2,720 円減	▲4.7%

#### (3) 一人あたり平均保険料額について

○一人あたり平均保険料額(軽減後・年額)

**91,585 円**

(月額換算: 7,632 円)

(賦課総額から均等割・所得割軽減分を引いたのち、被保険者数で除した額)

○厚生年金の平均的な年金額(厚生年金 201 万円)の受給者の場合(年額)

均等割額  
**34,743 円**

2割軽減

+

所得割額  
**20,784 円**

5割軽減

=

合計(※)  
**55,520 円**

(月額換算: 4,626 円)

(※)合計は、10 円未満切捨て

## 4 保険料算定の仕組み

### 1 平成 28 年度及び 29 年度の後期高齢者医療に係る費用の見込額の合算額を算出

$$\begin{aligned} \text{費用の額} &= \left( \begin{array}{l} \text{被保険者に係る療養の} \\ \text{給付に要する費用の額} \\ \text{から一部負担金に相当} \\ \text{する額を控除した額} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{被保険者に} \\ \text{係る入院時} \\ \text{食事療養費} \\ \text{等の額} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{財政安定化} \\ \text{基金拠出金} \\ \text{等の額} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{審査支払} \\ \text{手数料の額} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{その他の} \\ \text{費用の額} \\ \text{(葬祭費)} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{保健事業} \\ \text{に要する} \\ \text{費用の額} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{特別高額} \\ \text{医療費共同} \\ \text{事業拠出金} \\ \text{の額} \end{array} \right) \\ &= \text{医療給付費} \end{aligned}$$

### 2 平成 28 年度及び 29 年度の後期高齢者医療に係る収入の見込額の合算額を算出

$$\begin{aligned} \text{収入の額} &= \left( \begin{array}{l} \text{国庫負担金} \\ \text{(高額医療費に係} \\ \text{る負担額を含む。)} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{調整交付金} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{都道府県負担金} \\ \text{(高額医療費に係} \\ \text{る負担額を含む。)} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{市町村} \\ \text{負担金} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{後期高齢者} \\ \text{交付金} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{特別高額医} \\ \text{療費共同事} \\ \text{業交付金} \end{array} \right) \\ &+ \left( \begin{array}{l} \text{国庫} \\ \text{補助金} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{補助金} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{市町村} \\ \text{補助金} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{その他の収入} \\ \text{(剰余金)} \end{array} \right) \end{aligned}$$

### 3 保険料収納必要見込額を算出

$$\text{保険料収納必要見込額} = \text{費用の見込額} - \text{収入の見込額}$$

### 4 賦課総額を算出

$$\text{賦課総額} = \text{保険料収納必要見込額} \div \text{予定保険料収納率} (\ast)$$

※ 予定保険料収納率 = 特別徴収割合 + (1 - 特別徴収割合) × 普通徴収収納率の見込み  
平成 25 年度及び平成 26 年度の収納率及び特別徴収割合を勘案して算出します。

### 5 均等割額と所得割率について

① 賦課総額を所得係数を用いて均等割総額と所得割総額とに分けます。

$$\text{均等割総額} : \text{所得割総額} = 1 : 1.52 = \boxed{40} : \boxed{60}$$

※所得係数

・ 神奈川県は、全国平均と比較して被保険者の所得水準が高いため所得係数が高く所得割総額の割合が多くなります。

$$\text{※神奈川の} \begin{array}{l} \text{所得係数} \\ \text{} \end{array} = \frac{\text{神奈川県一人あたり所得額}}{\text{全国一人あたり平均所得額}} = \boxed{1.52}$$

② 上記の均等割総額と所得割総額から以下のとおり均等割額と所得割率を算出します。

$$\text{均等割額} = \text{均等割総額} \div \text{被保険者数}$$

$$\text{所得割率} = \text{所得割総額} \div \text{被保険者の所得額総額}$$

## 5 保険料算定にかかる各要素

### (1) 保険料で負担する費用の見込みについて

	平成28年度	平成29年度	2か年計
① 被保険者数	101万人	105万人	206万人
(単位:億円)			
② 医療給付費	8,187	8,773	16,960
③ 財政安定化基金拠出金等	0	0	0
④ 審査支払手数料	20	21	41
⑤ 葬祭費	25	27	52
⑥ 保健事業	27	29	56
⑦ 特別高額医療費共同事業拠出金	3	4	7
A 費用の額(②～⑦の計)	8,262	8,854	17,116
⑧ 国庫負担金	1,893	2,033	3,926
⑨ 調整交付金	389	420	809
⑩ 都道府県負担金	655	704	1,359
⑪ 市町村負担金	619	664	1,283
⑫ 後期高齢者交付金	3,574	3,822	7,396
⑬ 特別高額医療費共同事業交付金	3	4	7
⑭ 国庫補助金	5	5	10
⑮ 都道府県補助金	0	0	0
⑯ 市町村補助金	0	0	0
⑰ その他の収入(剰余金)	50	50	100
B 収入の額(⑧～⑰の計)	7,188	7,702	14,890
C 保険料収納必要額(A-B)	1,074	1,152	2,226
D 保険料収納不足見込額 (予定収納率:99.29%)	8	8	16
保険料賦課総額(C + D)	1,082	1,160	2,242

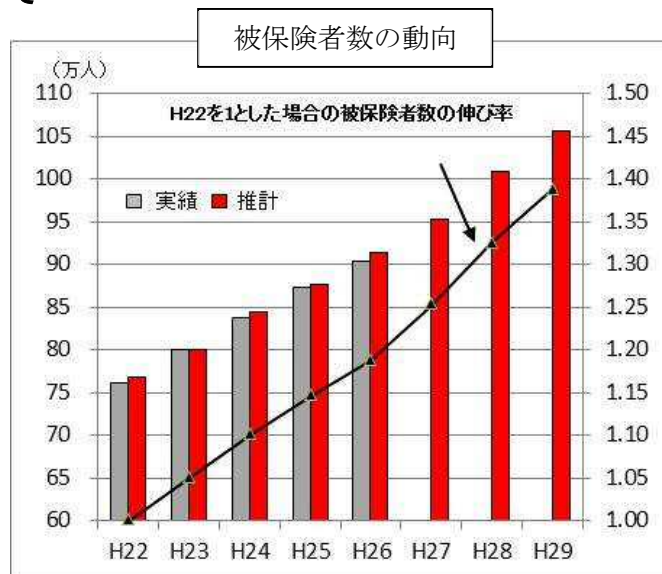
(注)2か年計を基準に端数調整

## (2) 保険料算定にかかる主な要素について

### ① 被保険者数

県の統計や市町村実態調査をもとに、平成 28 年度及び平成 29 年度の 75 歳以上人口等を推計しました。

制度開始以降、被保険者数は急速に増加しています。



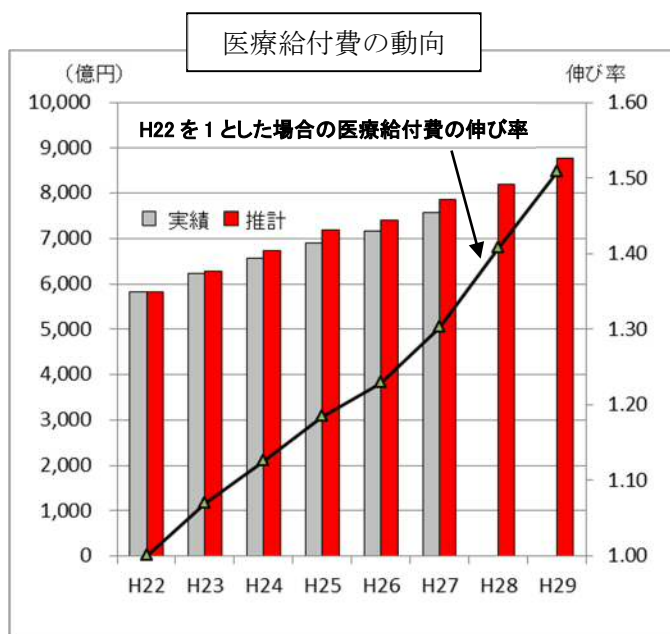
※伸び率は H23～26 は実績から算出、H27・28・29 は推計による算出

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
推計(人)	768,167	801,047	845,165	876,570	913,830	945,040	1,008,636	1,056,452
実績(人)	761,499	800,056	837,721	872,829	904,326	—	—	—
伸び率(%)	1.00	1.05	1.10	1.15	1.19	1.24	1.32	1.39

### ② 医療給付費

平成 25 年度、26 年度及び 27 年度 (10 月診療分まで) の実績及び被保険者数の推計をもとに、推計しました。

なお、平成 28、29 年度は、診療報酬改定や消費税率引き上げの影響を踏まえて、一人当たりの医療費の伸び率を、28 年度 1.1%、29 年度 2.2% と推計しています。



	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
推計(億円)	5,812	6,280	6,729	7,191	7,395	7,853	8,187	8,773
実績(億円)	5,822	6,225	6,553	6,891	7,155	7,576	—	—
伸び率(%)	1.00	1.07	1.13	1.18	1.23	1.30	1.41	1.51

※ H27 の実績は見込額。伸び率は H23～27 は実績から算出、H28・29 は推計による算出



### ③ 医療給付費等のうち被保険者負担分

被保険者数や医療費の動向を踏まえて推計した医療給付費のうち、国が設定した後期高齢者負担率に基づいて算定した金額を被保険者が保険料で負担します。

後期高齢者人口の増加と現役世代人口の減少により現役世代の負担が大きく増加しないよう、後期高齢者負担率について毎回、引き上げが行われています。

**今回の保険料算定における後期高齢者負担率は、10.99%**です。

【保険料算定時の負担率の推移】

平成20・21年度	平成22・23年度	平成24・25年度	平成26・27年度
10%	10.26%	10.51%	10.73%

### ④ 財政安定化基金拠出金

財政安定化基金は、広域連合による後期高齢者医療制度の財政の安定化を図るため各都道府県に設置されており、その財源は、国、都道府県及び保険料からそれぞれ1/3ずつ負担しています。

神奈川県は、基金の残高を考慮し、新たな積み立ては行わないこととしたため、拠出金は計上していません。

### ⑤ 審査支払手数料

審査支払手数料については、神奈川県国民健康保険団体連合会に業務を委託しており、**診療報酬審査支払手数料については、1件当たり、平成28年度60円、平成29年度61円**として算定しています。

### ⑥ 葬祭費

被保険者の死亡に関し、葬祭費を支給しています。

今回の保険料算定にあたっては、神奈川県内における75歳以上の死亡率について、これまでの実績及び平成27年度見込みから推計しています。

### ⑦ 保健事業

被保険者の健康の保持増進のため、健康診査や歯科健康診査を実施しています。

今回の保険料算定にあたっては、健康診査の受診率について、これまでの実績及び平成27年度見込みから推計しています。

### ⑧ 調整交付金

調整交付金は、全国の広域連合間の所得格差に伴う財政の不均衡を調整するため、所得係数などを基に国から交付されています。

### ⑨ 保険料収納不足見込額

保険料収納不足見込額は、予定収納率に基づき算出しています。

平成 28 年度及び平成 29 年度における予定収納率は、平成 25 年度及び平成 26 年度における収納実績を考慮し、**99.29%**として算定しています。

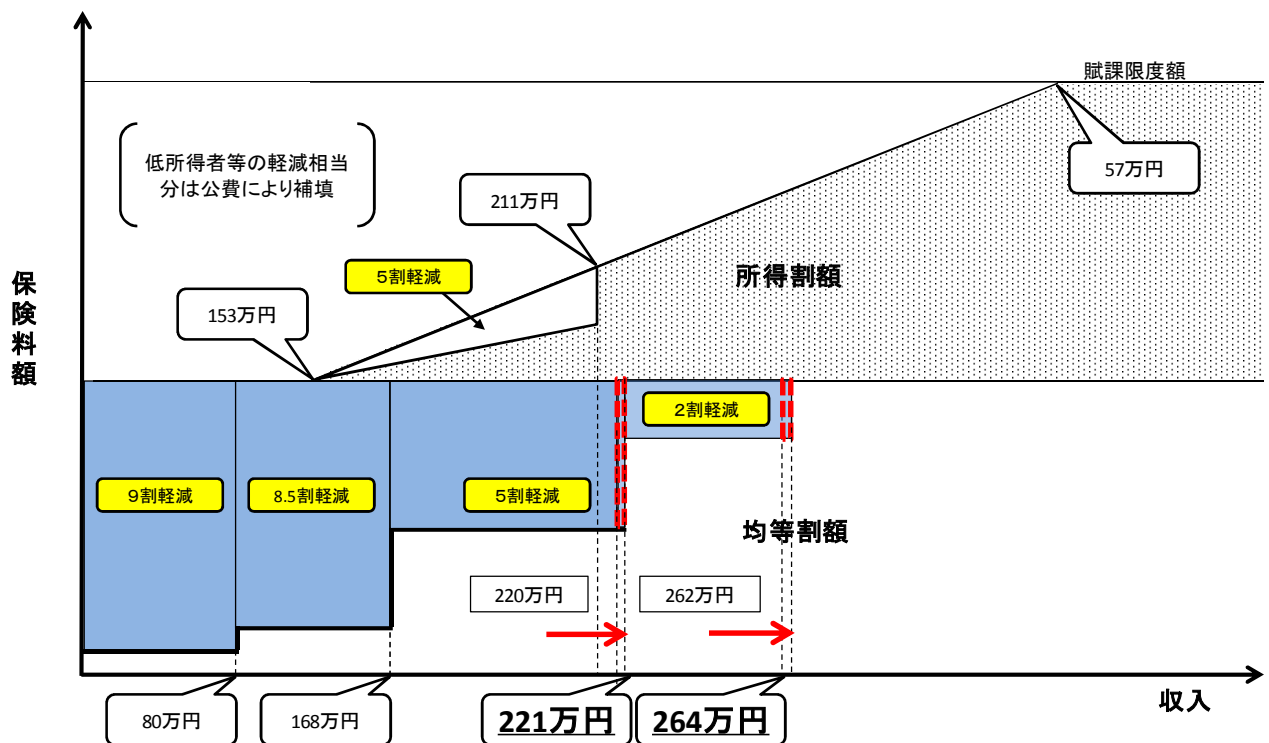
## 6 保険料の軽減判定所得の見直しについて

後期高齢者医療制度では、世帯の所得に応じて保険料軽減が受けられますが、低所得者に対する更なる負担軽減の観点から、国において政令改正が行われ、保険料の均等割軽減判定所得が見直されました。本県においても、この見直しにあわせて条例改正を予定しています。

具体的には、均等割の 5 割・2 割軽減の対象となる所得基準額を引き上げます。

軽減割合	世帯の総所得金額等の基準	
	平成 28 年度以降	平成 27 年度まで
5割	33 万円 + (26 万 5 千円 × 当該世帯に属する被保険者数)	33 万円 + (26 万円 × 当該世帯に属する被保険者数)
2割	33 万円 + (48 万円 × 当該世帯に属する被保険者数)	33 万円 + (47 万円 × 当該世帯に属する被保険者数)

所得に応じた保険料軽減 イメージ図



※ 数字は、年金収入のみの夫婦2人世帯での夫の年金収入の額（妻の年金収入は80万円以下）。

**【参考】具体的な保険料の額の比較について**

《均等割額・所得割率》

	H28(A)	H27(B)	差額(A)-(B)
均等割額	43,429 円	42,580 円	849 円
所得割率	8.66%	8.30%	0.36ポイント

「なし」・・・軽減対象外

「－」・・・対象となる所得なし

【被保険者が世帯に1人の場合】

① 基礎年金受給者（年金収入80万円のみ、他に所得のない方）

	H28(A)	H27(B)	差額(A)-(B)	軽減について			
				所得割		均等割	
				28	27	28	27
年額	4,340 円	4,250 円	90 円	—	—	9割	9割
1ヶ月/12ヶ月	360 円	350 円	10 円				

② 厚生年金の平均的な年金額を受給者（年金収入201万円のみ、他に所得のない方）

	H28(A)	H27(B)	差額(A)-(B)	軽減について			
				所得割		均等割	
				28	27	28	27
年額	55,520 円	53,980 円	1,540 円	5割	5割	2割	2割
1ヶ月/12ヶ月	4,620 円	4,490 円	130 円				

③ 後期高齢者医療制度に未加入の子と同居する者

（世帯主(被保険者の子)の給与収入400万円、被保険者(親)の年金収入80万円）

	H28(A)	H27(B)	差額(A)-(B)	軽減について			
				所得割		均等割	
				28	27	28	27
年額	43,420 円	42,580 円	840 円	—	—	なし	なし
1ヶ月/12ヶ月	3,610 円	3,540 円	70 円				

【被保険者が世帯に2人の場合（夫婦を想定）】

④ 夫(世帯主)75歳 年金収入168万円、妻75歳 年金収入80万円

	H28(A)	H27(B)	差額(A)-(B)	軽減について			
				所得割		均等割	
				28	27	28	27
(夫)年額	13,000 円	12,610 円	390 円	5割	5割	8.5割	8.5割
1ヶ月/12ヶ月	1,080 円	1,050 円	30 円				
(妻)年額	6,510 円	6,380 円	130 円	—	—	8.5割	8.5割
1ヶ月/12ヶ月	540 円	530 円	10 円				

⑤ 夫(世帯主)75歳 年金収入221万円、妻75歳 年金収入80万円

※制度の拡充により、均等割軽減が2割から5割になります。

	H28(A)	H27(B)	差額(A)-(B)	軽減について			
				所得割		均等割	
				28	27	28	27
(夫)年額	80,600 円	90,500 円	△ 9,900 円	なし	なし	5割※	2割
1ヶ月/12ヶ月	6,710 円	7,540 円	△ 830 円				
(妻)年額	21,710 円	34,060 円	△ 12,350 円	—	—	5割※	2割
1ヶ月/12ヶ月	1,800 円	2,830 円	△ 1,030 円				

⑥ 夫(世帯主)75歳 年金収入264万円、妻75歳 年金収入135万円

※制度の拡充により、新たに均等割軽減(2割)の対象となります。

	H28(A)	H27(B)	差額(A)-(B)	軽減について			
				所得割		均等割	
				28	27	28	27
(夫)年額	130,860 円	134,710 円	△ 3,850 円	なし	なし	2割※	なし
1ヶ月/12ヶ月	10,900 円	11,220 円	△ 320 円				
(妻)年額	34,740 円	42,580 円	△ 7,840 円	—	—	2割※	なし
1ヶ月/12ヶ月	2,890 円	3,540 円	△ 650 円				

※ 均等割軽減対象の拡大については、7ページをご覧ください。

**単 身 世 帯 : 保 険 料 額 早 見 表**

【参考】

平成28年度

平成27年度

所得割率	8.66%	均等割額	43,429円
------	-------	------	---------

所得割率	8.30%	均等割額	42,580円
------	-------	------	---------

(年金収入のみと仮定)

【10円未満切捨て】

公的年金収入額	賦課のもととなる所得金額	所得割額	均等割額	保険料額
0	0	0	4,342	4,340
100,000	0	0	4,342	4,340
500,000	0	0	4,342	4,340
800,000	0	0	4,342	4,340
1,000,000	0	0	6,514	6,510
1,200,000	0	0	6,514	6,510
1,500,000	0	0	6,514	6,510
1,680,000	150,000	6,495	6,514	13,000
1,940,000	410,000	17,753	21,714	39,460
1,945,000	415,000	17,969	21,714	39,680
2,000,000	470,000	20,351	34,743	55,090
2,150,000	620,000	53,692	34,743	88,430
2,160,000	630,000	54,558	34,743	89,300
2,500,000	970,000	84,002	43,429	127,430
3,000,000	1,470,000	127,302	43,429	170,730
3,500,000	1,920,000	166,272	43,429	209,700
4,000,000	2,295,000	198,747	43,429	242,170
4,500,000	2,710,000	234,686	43,429	278,110
5,000,000	3,135,000	271,491	43,429	314,920
6,000,000	3,985,000	345,101	43,429	388,530
7,000,000	4,835,000	418,711	43,429	462,140
8,000,000	5,715,000	494,919	43,429	538,340
8,384,734	6,080,497	526,571	43,429	570,000
8,673,114	6,354,458	550,296	43,429	570,000
9,000,000	6,665,000	577,189	43,429	570,000
10,000,000	7,615,000	659,459	43,429	570,000

(年金収入のみと仮定)

【10円未満切捨て】

公的年金収入額	賦課のもととなる所得金額	所得割額	均等割額	保険料額
0	0	0	4,258	4,250
100,000	0	0	4,258	4,250
500,000	0	0	4,258	4,250
800,000	0	0	4,258	4,250
1,000,000	0	0	6,387	6,380
1,200,000	0	0	6,387	6,380
1,500,000	0	0	6,387	6,380
1,680,000	150,000	6,225	6,387	12,610
1,940,000	410,000	17,015	21,290	38,300
1,945,000	415,000	17,222	34,064	51,280
2,000,000	470,000	19,505	34,064	53,560
2,150,000	620,000	51,460	34,064	85,520
2,160,000	630,000	52,290	42,580	94,870
2,500,000	970,000	80,510	42,580	123,090
3,000,000	1,470,000	122,010	42,580	164,590
3,500,000	1,920,000	159,360	42,580	201,940
4,000,000	2,295,000	190,485	42,580	233,060
4,500,000	2,710,000	224,930	42,580	267,510
5,000,000	3,135,000	260,205	42,580	302,780
6,000,000	3,985,000	330,755	42,580	373,330
7,000,000	4,835,000	401,305	42,580	443,880
8,000,000	5,715,000	474,345	42,580	516,920
8,384,734	6,080,497	504,681	42,580	547,260
8,673,114	6,354,458	527,420	42,580	570,000
9,000,000	6,665,000	553,195	42,580	570,000
10,000,000	7,615,000	632,045	42,580	570,000

均等割9割軽減

均等割8.5割軽減

均等割5割軽減

均等割2割軽減

所得割5割軽減

※平成28年度からの政令改正に伴い、均等割額の5割軽減と2割軽減が拡充されました。

